

保育士修学資金貸付の手引き

※実施要綱・要領や手引き、様式等は下記ホームページからダウンロードできます。

【問合せ先】

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

みやぎハートフルセンター 福祉人材センター
人材確保・支援係

〒980-0011

仙台市青葉区上杉3丁目3-1 みやぎハートフルセンター3階

TEL : 022-399-8844 / FAX : 022-261-9555

ホームページ : <https://www.miyagi-sfk.net>

令和7年4月1日改訂

宮城県社会福祉協議会 保育士修学資金貸付の手引き

1 趣 旨

指定保育士養成施設（以下「養成施設」という。）に在学し、卒業後、宮城県内で保育士として就労する学生に対し、修学資金を貸与して修学を容易にすることにより、保育士の養成・確保に資することを目的とします。

2 貸付内容

(1) 貸付額

- ①修学資金 月額5万円以内（総額60万円以内）
 - ②入学準備金 20万円以内（任意）
 - ③就職準備金 20万円以内（任意）
 - ④生活費加算 生活扶助基準の居宅（第1類）のうち、申込者の貸付申請時における居住及び年齢に対応する区分の額に相当する額（1,000円未満切り捨て）
- ※修学資金（月額）の貸付を受けていない方は、③就職準備金のみ申請が可能（最終学年時に限る）

(2) 貸付期間

修学資金の貸付期間は原則1年間とする。
なお、貸付に当たっては同一の貸付対象者に対し、2回までとする。
ただし、貸付の申請及び決定は年度毎に行う。

(3) 利 子

無利子（ただし、返還期間を過ぎた場合、年3%の延滞利子が発生します）

(4) 交 付

年2回：前期6か月分（入学準備金を含む）、後期6か月分（就職準備金を含む）
※就職準備金のみ申請の場合は、最終学年開始時1回となります。

3 返還免除

次の(1)～(4)すべてを満たしていることが必要です。

(1) 養成施設を卒業した日から、1年以内に

(2) 保育士登録を行い

(3) 宮城県内の指定施設（別表）において

(4) 5年間継続して保育士として従事した場合（「過疎地域」又は「過疎地域、離島及び中山間地域等」で従事した場合、または中高年離職者の場合は3年間です。）

※令和4年度以前の決定者は、「過疎地域」のみ対象となります。

過疎地域：七ヶ宿町、川崎町、丸森町、山元町、松島町、大郷町、大崎市（旧岩出山町、旧鳴子町、旧田尻町の区域のみ）、加美町、涌谷町、美里町（旧南郷町の区域のみ）、栗原市、登米市（旧登米町、旧東和町、旧津山町、旧米山町、旧石越町の区域のみ）、石巻市（旧河北町、旧雄勝町、旧北上町、旧牡鹿町、旧桃生町の区域のみ）、東松島市（旧鳴瀬町の区域のみ）、気仙沼市、南三陸町

※令和5年度以降の決定者は、「過疎地域、離島及び中山間地域等」が対象となります。

別紙：【宮城県社会福祉協議会 貸付事業「過疎地域、離島及び中山間地域等（県内）」一覧】を参考にしてください。

※中高年離職者：養成施設入学時点において45歳以上で、かつ離職して2年以内の方

4 返還の猶予

返還免除を受けるまでの間、次に該当する場合は、返還の猶予が可能です。

(1) 修学資金の貸付契約を解除された後も引き続き当該養成施設に在学しているとき

(2) 養成施設卒業後1年以内に県内の指定施設において保育士業務に従事しているとき

(3) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還の債務が履行できないと認められるとき。

5 返還

- (1) 返還期間 15 年以内で宮城県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）の会長が定める期間内（返還は、貸付終了月の翌月より開始）
- (2) 返還方法 月賦、又は半年賦の均等払い（一括払い、繰上げ返還も可）
- (3) 延滞利子 返還期間内に返還されない場合は、遅延日数に応じ、延滞元金に対し年 3 % の延滞利子を徴収します。

6 申込み及び貸付決定

貸付希望者は、養成施設の長の推薦を受け、養成施設を通じて、県社協に申込みします。県社協は申込み内容を審査し、貸付の可否を決定し通知します。

7 申込者の要件

次の（１）～（４）をすべて満たしていること。

- (1) 養成施設に在学し、県内に住民登録をしている又は県内の養成施設に在学している方
- (2) 優秀な学生かつ世帯の経済状況等から真に本修学資金の貸付が必要と認められる方
- (3) 他都道府県が実施する保育士修学資金を借り受けていない方
- (4) 卒業後、5 年以上（過疎地域で従事した場合又は中高年離職者の場合は 3 年以上）宮城県内の指定施設において保育士業務に従事する意思を有する方

8 生活費加算を受ける方の要件

上記 7 に加え、次の（１）、（２）のいずれかを満たしていること。

- (1) 貸付申請時において生活保護受給世帯の方
- (2) 前年度または当該年度において次のいずれかの措置を受けた方（申込方が被扶養者である場合は扶養者）
 - イ 地方税法第 295 条第 1 項に基づく市町村民税の非課税
 - ロ 地方税法第 323 条に基づく市町村民税の減免
 - ハ 国民年金法第 89 条または第 90 条に基づく国民年金掛け金の減免
 - ニ 国民健康保険法第 77 条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予

9 未成年者

- (1) 申込者が未成年者の場合は、貸付申込みに関して法定代理人の同意が必要です（同意は、貸付申込書に法定代理人自身による署名捺印があることをもって確認します）。
- (2) 法定代理人が 2 名存在する場合は、双方から同意を得るため、連帯保証人になっていない方から同意を得なければなりません。

10 中高年離職者

- (1) 申込者が養成施設入学時点において 45 歳以上、かつ離職して 2 年以内の場合は、中高年離職者として扱います。また、その場合の返還免除に関わる従事期間は 3 年間となります。
- (2) 貸付決定後に、中高年離職者として申告があっても、承認することはできません。

11 申請の手続き

- (1) 申込者は、以下の書類を養成施設を経由して県社協まで提出してください。
 - イ 保育士修学資金借入申請書（様式第 1 号の 1）
 - ロ 養成施設の長の推薦書（様式第 2 号）
 - ハ 個人情報の取扱同意書（様式第 3 号）
 - ニ 申請者及び申請者と生計を一にする家族（高校生以上）の直近の所得税額を証明する書類
 - ホ 申請者、申請者と生計を一にする家族及び連帯保証人の住民票
 - ヘ （他の奨学金等の借入がある場合）借入状況（期間、金額等）が確認できる書類
 - ト （中高年離職者の場合）雇用保険被保険者離職証明書等の事実が確認できる書類

チ (生活費加算を申請する場合) 生活保護受給証明書等の事実が確認できる書類
※借入申請書は県社協のホームページより入手できます。

12 連帯保証人

連帯保証人は国内に居住する成年者 1 人以上を立てなければなりません。また、貸付希望者が未成年である場合は、連帯保証人は法定代理人でなければなりません。

13 申込方法

- (1) 貸付申請する年度の 4 月現在、養成施設に在学している方が申込み可能です。
- (2) 入学準備金については貸付申請する年度に入学した方のみ対象です。
- (3) 借入申請書は在学する養成施設、又は県社協より入手してください。
- (4) 借入申請書を記入の上、必要書類を添付し、養成施設に提出してください。
※養成施設では、申込書類に推薦状を添付し、県社協に送付してください。

14 申込書類記入上の注意

- (1) ボールペンを使用し、文字を訂正する場合は、修正液等は使用せずに訂正箇所を二重線で消して訂正印を押し書き直してください。摩擦熱により筆跡を消すことができる筆記用具は使用しないこと。
- (2) 申込書類に事実と異なる記入や記入漏れがあった場合、貸付の可否を決定することができませんので御注意願います。

15 その他の留意事項

(1) 借入額について

- イ 申請年度以前に入学している場合は、入学準備金の貸付はできません。
- ロ 卒業後も働く予定の指定施設で働きながら修学している場合は、就職準備金の貸付はできません。

(2) 生活費加算について

- イ 生活費加算と生活保護を同時に受けることはできません。貸付申請時に生活保護世帯に属する方が生活費加算を受ける場合は、生活保護の廃止または世帯分離を行い、生活保護の適用がないことの確認を行います。
- ロ 生活費加算のみを申し込むことはできません(修学資金の貸付が必要です)。
- ハ 一度貸付決定した方について、貸付期間中に転居、加齢等により級地区分が変更になる場合や生活扶助基準額の見直しがあった場合でも、加算額の変更はしません。

(3) 他資金との併給について

- イ 日本学生支援機構の奨学金や日本政策金融公庫の教育ローンとの併用は可能です。
- ロ 母子・父子・寡婦福祉資金など国庫補助で実施されている貸付事業との併用はできません。
- ハ 職業訓練や教育訓練給付制度を利用して保育士資格を取得する場合も併用はできません。
- ニ 令和 2 年 4 月 1 日より実施されている高等教育の修学支援新制度における授業料等減免の対象となっている学生は、減免後も自己負担が生じる場合に限り、減免額を差し引いた額の貸付が可能です(ただし、上限があります)。決定された金額が授業料減免により、実際の送金額が 0 円となる場合があります。例) 決定額が 60 万円で減免額が 60 万円になると送金額が 0 円となります。

貸付内容に変更が生じたときは、保育士修学資金貸付変更決定通知書(様式第 5 の 3 号)を交付します。

(4) 指定施設について

指定施設とは別表に示す施設をいいます。

(5) 保育士業務への従事期間について

- イ 保育士登録を行い、宮城県内の指定施設に従事した日から返還免除要件の業務従事期間として算定します。
- ロ 保育士業務への従事期間は、月を単位として継続している必要があります。

(例：当初就職した施設を退職した場合、その翌月に新たな施設に就職すれば継続しているとみなしますが、新たな施設への就職が翌々月以降になった場合には継続していることにはならず、返還となります。)

ハ 非常勤職員として勤務する場合、1年間あたり180日以上勤務する必要があります。

ニ 出産休暇・育児休業を取得する場合や疾病・負傷等により勤務できないことがやむを得ないと認められる場合は、その間返還猶予を受けることが可能です。ただし、その間は業務従事期間として算定することはできません。

16 お問い合わせ・書類提出先

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会 みやぎハートフルセンター

福祉人材センター 人材確保・支援係

〒980-0014 仙台市青葉区本町三丁目7-4 社会福祉会館1階

電話：022-399-8844

E-mail：m-kashi-jinzai@miyagi-sfk.net

別表

従事先対象施設

区域	法 令 ・ 通 知 等		施 設 別 種 別
県 内 施 設	児童福祉法	第6条の2の2第2項	児童発達支援センターその他厚生労働省令で定める施設
		第6条の2の2第4項	児童発達支援センターその他厚生労働省令で定める施設
		第6条の3第2項	放課後児童健全育成事業
		第6条の3第7項	一時預かり事業
		第6条の3第9項から第12項までに規定する業務であって、第34条の15第1項の規定の事業及び同条第2項の認可を受けたもの	家庭的保育事業
			小規模保育事業
			居宅訪問型保育事業
			事業所内保育事業
		第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とするものであって、法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、右記に示すもの	① 第59条の2の規定により届出をした施設
			② ①に掲げるもののほか都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、届出をした施設
			③ 雇用保険法施行規則第116条に定めている事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設
			④ 「看護職員確保対策事業等の実施について」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設
			⑤ 国、都道府県又は市町村が設置する法第6条の3第9項から12項までに規定する業務又は法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設
		第6条の3第13項	病児保育事業
		第7条 (児童福祉施設)	助産施設
			乳児院
			母子生活支援施設
			保育所
			幼保連携型認定こども園
	児童厚生施設		
	児童養護施設		
	障害児入所施設		
	児童発達支援センター		
	児童心理治療施設		
	児童自立支援施設		
	児童家庭支援センター		
	第12条の4	児童相談所に設置される児童を一時保護する施設	
第18条の6	指定保育士養成施設		
学校教育法	第1条	教育時間終了後等に教育活動（預かり保育）を常時実施している幼稚園 「認定こども園」への移行を予定している幼稚園	
子ども・子育て支援法	第30条第1項第4号	特例教育・保育及び特定地域保育の確保が著しく困難である離島その他の地域であって内閣総理大臣が別に定める基準に該当する施設（へき地保育所）	
	第59条の2第1項	企業主導型保育事業	
就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第2条第6項	認定こども園	

宮城県社会福祉協議会保育士修学資金貸付フロー図

